

(案)

第 2 期復興・創生期間までの復興施策の総括  
に関するワーキンググループ運営要領令和 6 年 4 月 日  
第 2 期復興・創生期間までの復興施策の総括  
に関するワーキンググループ座長決定

「第 2 期復興・創生期間までの復興施策の総括に関するワーキンググループの開催について」（令和 6 年 3 月 8 日復興推進委員会決定）7. の規定に基づき、第 2 期復興・創生期間までの復興施策の総括に関するワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）の運営について、以下のとおり決定する。

1. ワーキンググループの議事の手続その他ワーキンググループの運営に関しては、この運営要領の規定するところによる。
2. ワーキンググループの会合は、座長が招集する。
3. 座長がワーキンググループの会合に出席できない場合は、ワーキンググループの構成員から座長の指名する者がその職務を代理する。
4. 構成員がワーキンググループの会合に出席できない場合、代理人を出席させることはできない。会合を欠席する構成員は、座長を通じて、会合に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。
5. ワーキンググループの会合は、非公開とする。
6. ワーキンググループの会合は、議事録を作成し、構成員の確認を得た上で、当該議事録及び当該議事録に係る議事に関する資料を公表する。ただし、座長が必要と認めるときは、議事録及び資料の一部又は全部を非公表とすることができる。議事録を非公表とする場合は、議事要旨を作成し公表する。
7. この要領に定めるもののほか、ワーキンググループに関し必要な事項は座長が定める。